

様式 3

助産所開設届出事項中一部変更届出書（助産師開設助産所用）の記載事項

| | |
|------|--|
| 事案 | 開設届出事項を変更した場合（助産師開設助産所） |
| 根拠法令 | 医療法施行令第4条第3項 |
| 提出期限 | 変更後10日以内 |
| 提出窓口 | 助産所の所在地を管轄する保健所 |
| 添付書類 | <ol style="list-style-type: none"> 1 開設者の変更の場合 住民票 2 開設の場所の変更の場合 住居表示などを証する書面 3 管理者の変更の場合 管理者の助産師免許証の写し（原本持参）及び履歴書 管理者の再教育研修修了登録証の写（原本持参） 4 助産師の定員、業務に従事する助産師の変更の場合 助産師免許証の写し（原本持参） 5 敷地面積及び平面図の変更の場合 新旧敷地平面図 6 建物の構造概要及び平面図、入所定員、各室の用途及び面積の変更の場合 新旧建物平面図 7 嘱託医師の住所、氏名及び診療科目、嘱託医師に代えて、定めた嘱託病院又は診療所の所在地・名称及び診療科目、嘱託医療機関の所在地、名称及び開設者の氏名の変更の場合 嘱託した旨の書類 8 業務形態の変更により新たに入所又は来所室を設置する場合 敷地平面図、建物平面図、周辺の見取り図 |
| 提出部数 | 1部 |
| 手数料 | なし |

| | |
|---------------|--|
| 様式の記載要領及び留意事項 | |
| 「開設者」欄 | <p>※開設者の住所、氏名の変更の場合は、変更後のものを記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開設者助産師個人の住所（住民票のある住所）を記載する。 |
| 1. 開設者の住所・氏名 | <p>※開設者の住所、氏名の変更の場合は、変更後のものを記載する。</p> <p>この届で変更しない場合は、既に開設届又は変更届に記載されているとおりの住所・氏名を記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開設者助産師個人の住所を記載する。 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 2 氏名は、開設者助産師個人の氏名を記載する。 |
| 2. 助産所の名称 | <p>※助産所の名称変更の場合は、変更後のものを記載する。</p> <p>この届で変更しない場合は、既に開設届又は変更届に記載されているとおりの名称を記載する。</p> |
| 3. 開設の場所 | <p>※助産所の開設の場所の変更の場合は、変更後のものを記載する。</p> <p>この届で変更しない場合は、既に開設届又は変更届に記載されているとおりの住所等を記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 2 ビル内での開設の場合は、「〇×ビル〇階」とビルの名称と階数まで記載する。 |
| 4. 変更事項 | 1 該当する変更事項欄の□欄にレ（チェックマーク）を記載する。 |
| 5. 変更理由 | 1 変更理由を詳細に記載する。 |
| 6. 変更年月日 | 1 実際に変更した日を記載する。 |

提出部数 1部

様式 3

| 7. 変更内容 | |
|------------------------------------|---|
| ①開設者の住所及び氏名 | <p>1 開設者助産師個人の住所（住民票のある住所）を記載する。</p> <p>2 氏名は、助産師個人の氏名を記載する。 （留意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名は、婚姻等による改姓、住所は住居表示の実施などの場合に限る。 ・開設者の交代の場合は、旧開設者の助産所を廃止し、新開設者により新たに助産所を開設する手続きが必要です。 |
| ②助産所の名称 | <p>1 医療法に違反する名称でないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、開設者の姓を冠すること （開設者の姓）助産所、または、（開設者の姓）助産院 ・原則として、地名を使用しないこと。 ・その他、医療広告ガイドラインに反したり、患者の誘導を図り、虚偽誇大な宣伝となるような名称や一般に普及していない言葉、意味が不明瞭な外国語・合成語は使用しないこと。 |
| ③開設の場所 | <p>1 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。</p> <p>2 ビル内での開設の場合は、「〇×ビル〇階」とビルの名称と階数まで記載する。 （留意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居表示の変更など、助産所の開設の場所に変更がない場合に限る。 ・移転による住所の変更は、廃止・開設の手続きが必要です。 |
| ④開設者が他に開設、管理する助産所、及び勤務する病院、診療所、助産所 | <p>1 この変更届の助産所以外に助産所を開設している場合、その助産所の開設場所、名称に変更があった場合に変更前後の開設場所、名称を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに開設する場合は、新の欄に開設場所、名称を、旧の欄には「（新規開設）」と記載する。 ・廃止の場合は、新の欄に「（廃止）」と記載し、旧の欄に廃止した助産所の開設場所、名称を記載する。 <p>2 この変更届の助産所以外に助産所を管理している場合、その助産所の開設場所、名称に変更があった場合に変更前後の開設場所、名称を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規開設及び廃止の場合は、上記1に同じ。 ・新規開設でない既設の他の助産所の管理者に新たに就任した場合は、新の欄にその助産所の開設場所、名称を、旧の欄には「（管理者就任）」と記載する。 ・廃止以外の理由で他の助産所の管理者を辞任した場合は、新の欄に「（管理者辞任）」と記載し、旧の欄には管理者を辞任した助産所の開設場所、名称を記載する。 <p>3 この変更届の助産所以外の医療機関（病院、診療所、助産所）に勤務している場合、その医療機関の開設場所、名称に変更があった場合に変更前後の開設場所、名称を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しく勤務する場合は、新の欄に就職した医療機関の開設場所、名称を、旧の欄には「（就職）」と記載する。 ・勤務を辞める場合は、新の欄に「（離職）」と記載し、旧の欄に離職した医療機関の開設場所、名称を記載する。 <p>（留意事項）</p> <p>助産所の開設者（その助産所の管理者でなければならない）が、他の助産所を開設、管理すること又は他の医療機関に勤務することは原則認められません。</p> <p>上記の1、2の新規開設及び管理者就任の場合、事前に2か所管理許可又は管理者設置許可が必要です。</p> <p>上記の3の新たに就職する場合、勤務先管理者（院長）の同意書の提出が必要です。</p> |
| ⑤同時に2以上の助産所を開設する場合、その助産所の開設場所、名称 | <p>1 この変更届の助産所の開設時に同時に他の助産所を開設している場合、その助産所の開設場所、名称に変更があった場合に変更前後の開設場所、名称を記載する。</p> <p>2 廃止の場合は、新の欄に「（廃止）」と記載し、旧の欄に廃止した助産所の開設場所、名称を記載する。</p> |

様式 3

| | |
|----------------------------------|---|
| 7. 変更内容 | |
| ⑥管理者の住所及び氏名 | <p>1 管理者助産師個人の住所地（住民票記載の住所）を記載する。 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。</p> <p>2 氏名は、管理者助産師個人の氏名を記載する。 (留意事項) 管理者については改姓、引越し等管理者が交代しない場合のほか、事前に助産所管理者設置許可を受けて行う管理者の交代の場合もこの届を使用して管理者の変更を届け出ます。</p> |
| ⑦開業日、開業時間及び休業日 | <p>1 開業日は、該当する曜日、時間の欄に○を記載する。</p> <p>2 開業時間は、24 時制で記載する。(例) 午後 5 時→17:00 と記載する。</p> <p>3 休業日は、「日、祝、○曜午後」と曜日を基本に記載する。</p> |
| ⑧助産師その他の従業員の定員 | <p>1 助産師とその他（助産師以外）の従業員に区分して記載する。 (留意事項) 定員とは、開設者が定めた必要人員数（従業員数）のことである。 医療法において、助産所における必要人員数（従業員数）の法定基準はないが、適切な医療を提供するために必要な人員数（従業員数）を確保することとされている。</p> |
| ⑨業務に従事する助産師（管理者を含む）の氏名及び勤務日・勤務時間 | <p>1 管理者を含め助産所に従事する助産師の氏名及びそれぞれの勤務日、勤務時間を記載する。</p> |
| ⑩敷地面積及び平面図 | <p>1 助産所にかかる敷地面積を記載する。(小数点第 2 位まで) 新旧の敷地平面図を添付すること。</p> |
| ⑪建物の構造概要及び平面図 | <p>1 新旧の建物平面図を添付すること。 なお、入所室（入所定員）に変更がある場合は、⑫入所定員、各室の用途及び面積の変更手続きを行うこと。 (留意事項) 入所室に変更がある場合は、変更した後の入所室を使用する前に、助産所構造設備使用許可（様式 10）を受ける必要があります。</p> |
| 変更内容 | <p>該当する変更事項欄の□にレ（チェックマーク）を記載する。</p> |
| 1. 新・増築 | <p>1 建物延面積は、当該助産所の建物の各階床面積の合計を記載する。 ビル内の場合、当該ビル建物の各階床面積の合計を記載する。 (小数点第 2 位まで)</p> <p>2 助産所面積は、当該建物のうち助産所部分の面積を記載する。 (小数点第 2 位まで)</p> <p>3 変更面積は、新面積から旧面積を引き算した面積を記載する。 (小数点第 2 位まで)</p> <p>4 構造種別は、「鉄筋コンクリート」、「鉄骨」、「木」等を記載する。</p> <p>5 新・増築建物の構造概要については、助産所に新たに設けられたそれぞれの室ごとに、その室のある階数、室名、用途、面積（小数点第 2 位まで）を記載する。 用途が入所室の場合は、入所定員も記載する。</p> |

| | |
|-------------------------------------|--|
| 7. 変更内容 | |
| 2. 建物の除却 3. 各室の用途変更 4. 改造 | 1 建物延面積は、当該助産所の建物の各階床面積の合計を記載する。 ビル内の場合、当該ビル建物の各階床面積の合計を記載する。 (小数点第2位まで) 2 助産所面積は、当該建物のうち助産所部分の面積を記載する。 (小数点第2位まで) 3 変更面積は、新面積から旧面積を引き算した面積を記載する。 (小数点第2位まで) 4 構造種別は、「鉄筋コンクリート」、「鉄骨」、「木」等を記載する。 5 助産所に新たに設けられたそれぞれの室ごとに、その室のある階数、室名、用途、面積(小数点第2位まで)を記載する。 用途が入所室の場合は、入所定員も記載する。 1 用途変更又は改造されたそれぞれの室ごとに、その室のある階数、新旧の室名、用途、面積(小数点第2位まで)を記載する。 2 用途が入所室の場合は、入所定員も記載する。 3 改造により各室の区画が分割・統合する場合は、区画ごとに床面積の小計を記載する。(新旧の床面積の小計は一致するように記載する。) (留意事項) 1 階段の必要数及び構造基準 (1) 2階以上の階に入所室がある場合、入所する母子が使用する屋内直通階段を設置すること。 (2) 3階以上の階に入所室がある場合、避難に支障がないように2以上の避難階段が設けられていること。 ただし、上記の屋内直通階段が、建築基準法施行令第123条第1項の規定を満たしている場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。 2 助産所は、他の施設と機能的かつ物理的に区分されていること。(助産所として一体性を有していること。) (1) 助産所と居宅が併設されている場合 ・助産所と居宅の出入口、階段等が別々に設けられ、独立した出入りが可能で、内部においても明確に区画されていること。 (2) ビル内の場合 ・ビルの階段、廊下、店舗、事務所等と助産所が明確に区画されていること。 ・助産所が複数のフロアにまたがる場合は、助産所内の行き来に支障がないよう、助産所専用の階段、エレベーター等(屋内直通階段)が必要である。 3 内部構造は、原則として各室が独立していること。 (1) 待合室、受付、分娩室、入所室が区画され、それぞれ独立していること。 (2) 各室の区画は、少なくともパーティションを使用したものであって、天井から床まで区画されていること。(カーテン、アコーディオンカーテン等は不可) (3) 患者のプライバシーに配慮した区画及び構造とすること。 |
| ⑫入所定員、各室の用途及び面積 | 1 入所室数合計の差し引き欄は、新室数から旧室数を引き算した室数を記載する。 2 入所定員合計の差し引き欄は、新定員(人数)から旧定員(人数)を引き算した数(人数)を記載する。 3 変更前、変更後の各入所室の入所定員、床面積等については、 (1) 変更前は、入所定員、床面積(建築基準法の定める壁芯による床面積)を使用許可の受けているとおりに記載する。 (2) 変更後は、入所定員、床面積のほか、内法床面積、1人あたりの床面積、採光面積、開放面積を記載する。 |

様式 3

| 7. 変更内容 | |
|---|---|
| 内法床面積 | <p>1 内法による床面積を記載する。 (留意事項) 有効内法床面積の算定にあたっては、備付けの整理ダンス、洋服ダンス、浴室、洗面所等容易に移動できないものについては、入所室の床面積から除外すること。</p> |
| 1人あたりの床面積 | <p>1 内法床面積を入所定員で除して、小数点第2位(第3位を四捨五入)まで算出した数値を記載すること。 (留意事項) ・一人(一母子)を入所させるものにあつては、6.3㎡以上 ・二人(二母子)以上を入所させるものにあつては、一人(一母子)につき、4.3㎡以上の内法床面積が必要</p> |
| 採光面積 | <p>1 採光のための窓その他の開口部の面積を記載すること。 (留意事項) ・入所室の床面積の7分の1以上の面積が必要。(建築基準法第28条) ・開口部の採光に有効な面積の算定方法については、建築基準法(建築基準法施行令第20条)の定めによること。</p> |
| 開放面積 | <p>1 換気のための窓その他の開口部の面積を記載すること。 (留意事項) ・入所室の床面積の20分の1以上の面積が必要。(建築基準法第28条) ただし、建築基準法に定める技術的基準にしたがって換気設備を設けている場合はこの限りではない。</p> |
| | <p>4 入所室の欄は、使用許可を受けているとお入所室名を記載する。 5 差し引き入所定員の欄は、各室ごとに、新定員(人数)から旧定員(人数)を引き算した数(人数)を記載する。</p> |
| ⑬嘱託医師の住所・氏名及び診療科目 | <p>1 嘱託医師個人の住所地(住民票のある住所地)を記載する。 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 2 氏名は、嘱託医師個人の氏名を記載する。</p> |
| ⑭上記の嘱託医師に代えて、定めた嘱託病院又は診療所の所在地・名称及び診療科目 | <p>1 嘱託病院又は診療所の所在地を記載する。 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 2 名称は、医療法に基づき届出されている正式名称を記載する。</p> |
| ⑮嘱託医師による対応が困難な場合のために定めた嘱託病院又は診療所の所在地・名称及び診療科目 | <p>1 嘱託病院又は診療所の所在地を記載する。 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 2 名称は、医療法に基づき届出されている正式名称を記載する。 (留意事項) 患者を入院させるための施設を有する病院又は有床診療所でなければならない。</p> |
| ⑯助産所の形態 | <p>1 業務の形態、分娩の取扱いの有無に変更のある場合は、この⑯の欄を使用して変更の届出をする。 (留意事項) 新たに分娩を取扱う場合は、同時に⑬と⑮または⑭と⑮の項目も届け出ること。</p> |

様式 3

| 添付書類の記載要領 | |
|-----------------------------|---|
| 開設者の住民票 | 1 開設者の住民票を添付する。(発行日から6ヶ月以内のもの) 住所、氏名、生年月日、男女の別、世帯主、戸籍の表示の記載があるものに限る。 個人番号の記載のないものに限る。 |
| 管理者の助産師免許証の写し、再教育研修修了登録証の写し | 1 窓口において、添付する免許証の写しの原本照合を行うため、届出時には助産師免許証の原本もあわせて持参すること。 2 氏名・本籍地が変更し、免許証の記載事項の書換えがなされている場合、裏面にも記載のある場合があるので、その場合裏面の写しも必要。 |
| 開設者、管理者の履歴書 | 1 氏名、生年月日、現住所、学歴、職歴(就・退職の旨を明記する)を記載すること。 |
| 新旧敷地平面図 | 1 敷地面積が分かるよう、敷地平面図の中に寸法・面積等を記載する。 2 変更部分が明確に分かるよう、新旧の平面図とも変更分を赤で囲む。 |
| 新旧建物平面図 | 1 建物の構造概要の変更は一部分であっても、助産所全体の平面図を添付し、助産所の総面積を記載する。 助産所が2階以上にわたる場合、各階の平面図を添付する。 2 各室の寸法、面積及び室名を記載する。 3 変更部分が明確に分かるよう、新旧の平面図とも赤で囲む。 |
| 勤務先管理者(院長)の同意書 | 1 助産所の開設者(兼管理者)は、当該助産所の管理に専念することが望ましいが、地域医療の確保の観点等からやむを得ず他の病院等に勤務する場合は、勤務先管理者(院長)の同意書を添付する。その際、管理する助産所の勤務時間が他の病院等での勤務時間と重複していないこと。 ※同意書には、管理に同意する旨と、病院等での勤務時間及び管理する助産所の勤務時間が記載されていること。 |
| 業務に従事する助産師の助産師免許証の写し | 1 窓口において、添付する免許証の写しの原本照合を行うため、届出時には助産師免許証の原本もあわせて持参すること。 2 氏名・本籍地が変更し、免許証の記載事項の書換えがなされている場合、裏面にも記載のある場合があるので、その場合裏面の写しも必要。 |
| 嘱託医師に係る「嘱託した旨の書類」 | 様式は自由 嘱託に関する合意を裏付ける書類等は不要であること |
| 嘱託医療機関に係る「嘱託した旨の書類」 | 様式は自由 嘱託に関する合意を裏付ける書類等は不要であること |
| 敷地の平面図 | 1 敷地面積が分かるよう、敷地平面図の中に寸法・面積等を記載する。 |
| 周囲の見取り図 | 1 助産所の場所が明確に分かる見取り図を添付する。(市販の地図の写しでも可) 2 最寄り駅、バス停などを記載する。 |
| 建物の平面図 | 1 助産所全体の平面図を添付し、助産所面積を記載する。 助産所が2階以上にわたる場合、各階の平面図を添付する。 2 各室の寸法、床面積及び室名を記載する。 3 助産所部分が明確に分かるよう、赤で囲む。 |

(参考法令1)

○医療法第19条

助産所の開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、嘱託する医師及び病院又は診療所を定めておかなければならない。

○医療法施行規則第15条の2

- 1 分娩を取り扱う助産所の開設者は、分娩時等の異常に対応するため、法第十九条の規定に基づき、病院又は診療所において産科又は産婦人科を担当する医師を嘱託医師として定めておかなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、助産所の開設者が、診療科名中に産科又は産婦人科を有する病院又は診療所

提出部数 1部

様式 3

に対して、当該病院又は診療所において産科又は産婦人科を担当する医師のいずれかが前項の対応を行うことを囑託した場合には、囑託医師を定めたものとみなすことができる。

- 3 助産所の開設者は、囑託医師による第一項の対応が困難な場合のため、診療科名中に産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）を囑託する病院又は診療所として定めておかなければならない。

○医療法施行規則第 15 条の 3

出張のみによつてその業務に従事する助産師は、妊婦等の助産を行うことを約するときは、法第十九条第二項の規定により、診療科名中に産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）を当該妊婦等の異常に対応する病院又は診療所として定めておかなければならない。

(参考法令 2)

○医療法第 14 条（助産所の入所妊婦等の制限）

助産所の管理者は、同時に十人以上の妊婦、産婦又ははじよく婦を入所させてはならない。

○医療法施行規則第 10 条（管理者の遵守すべき事項）

助産所の管理者は、患者、妊婦、産婦又ははじよく婦を入院させ、又は入所させるに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、第一号から第四号までに掲げる事項については、臨時応急のため入院させ、又は入所させるときは、この限りでない。

- 1 妊婦、産婦若しくははじよく婦を入所させる室（以下「入所室」という。）には定員を超えて患者、妊婦、産婦又ははじよく婦を入院させ、又は入所させないこと。
- 2 入所室でない場所に患者、妊婦、産婦又ははじよく婦を入院させ、又は入所させないこと。

○医療法施行規則第 17 条（助産所の構造設備の基準）

法第二十三条第一項の規定による助産所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 1 入所室は、地階又は第三階以上の階には設けないこと。ただし、主要構造部を耐火構造とする場合は、第三階以上に設けることができる。
- 2 入所室の床面積は、内法によって測定することとし、一母子を入所させるためのものにあつては六・三平方メートル以上、二母子以上を入所させるためのものにあつては一母子につき四・三平方メートル以上とすること。
- 3 第二階以上の階に入所室を有するものにあつては、入所する母子が使用する屋内の直通階段を設けること。
- 4 第三階以上の階に入所室を有するものにあつては、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- 5 入所施設を有する助産所にあつては、床面積九平方メートル以上の分べん室を設けること。ただし、分べんを取り扱わないものについては、この限りでない。
- 6 火気を使用する場所には、防火上必要な設備を設けること。
- 7 消火用の機械又は器具を備えること。

○医療法施行規則第 17 条第 2 項

助産所の構造設備の基準については、建築基準法の規定に基づく政令の定めるところによる。

- ・建築基準法第 28 条（および建築基準法施行令第 19 条、第 20 条）

助産所の入所室には採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、入所室の床面積に対して、七分の一以上としなければならない。

助産所の入所室には換気のための窓その他の開口部を設け、その換気に有効な部分の面積は、入所室の床面積の二十分の一以上としなければならない。ただし、換気設備を設けた場合はこの限りではない。

○医療法第 20 条（清潔保持等）

様式 3

助産所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。

○医療法第 27 条（使用許可）

入所施設を有する助産所は、その構造設備について、その所在地を管轄する都道府県知事の検査を受け、許可証の交付を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

○医療法第 14 条の 2 第 2 項（院内掲示義務）

助産所の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、当該助産所に関し次に掲げる事項を当該助産所内に見やすいように掲示しなければならない。

- 一 管理者の氏名
- 二 業務に従事する助産師の氏名
- 三 助産師の就業の日時
- 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

・医療法施行規則第 9 条の 6（院内掲示事項）

法第十四条の二第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該助産所の嘱託医師の氏名又は第十五条の二第二項の病院若しくは診療所の名称（同項の医師が担当する診療科名を併せて提示すること。）及び当該助産所の嘱託する病院又は診療所の名称とする。

○医療法第 6 条の 3（情報の報告及び書面の閲覧）

助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を所在地の都道府県知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を助産所において閲覧に供しなければならない。

○医療法第 6 条の 7（助産師等に関する広告の制限）

助産師の業務又は助産所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。（詳細省略）

○医療法施行令第 4 条第 3 項（開設者の住所等の変更の届出）

助産所を開設した助産師は、法第八条の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、十日以内に、所在地の都道府県知事（保健所設置市の市長）に届け出なければならない。